

令和 8 年 2 月 1 3 日

供給約款等以外の供給条件の認可について

関東経済産業局長から、日本瓦斯株式会社（法人番号9010001061924）、ENEOS グローブエナジー株式会社（法人番号4010001108754）、グッドライフサーラ関東株式会社（法人番号4020001062166）、株式会社マルキ（法人番号9030001018195）、レモンガス株式会社（法人番号8021001036718）、河原実業株式会社（法人番号1011801007074）、金谷ガス株式会社（法人番号5030001056315）、有限会社滝本商店（法人番号1030002070062）、武州産業株式会社（法人番号4030001055499）による供給約款等以外の供給条件の認可申請に関する、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第 2 8 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正前のガス事業法第 4 7 条の 6 の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」（20170329資第5号。その後の改正を含みます。以下単に「審査基準」といいます。）における当該認可に係る審査基準に照らし、当委員会として検討を行った結果、当該認可申請について、認可をすべきと考えられるため、別紙のとおり関東経済産業局長に意見を回答いたしました。

(別 紙)

公 印 省 略
20260205 関東第30号
令和8年2月13日

関東経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

供給約款等以外の供給条件の認可について（回答）

令和8年2月4日付け20260122 関東第52号により貴職から当委員会に意見を求められた供給約款等以外の供給条件の認可の申請については、認可することに異存はありません。